熊本県公報

第１１４０２号
平成18年5月8日（月）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

告　示
○道路の区域変更……（道路保全課）1
○　〃　……（　〃　）2
○　〃　……（　〃　）2
○道路の供用開始……（　〃　）2
○　〃　……（　〃　）3
○生活保護法の規定による指定介護機関の指定……（社会福祉課）3
○指定居宅サービス事業所の指定……（高齢者支援総室）4
○　〃　……（　〃　）5
○　〃　……（　〃　）5
○　〃　……（　〃　）5
○道路の区域変更……（道路保全課）5
○熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領……（管理調達課）6
公　告
○建築基準法第86条第1項の規定に基づく一定の複数建築物に対する制限の特例に関する認定……（建　築　課）6
○定款変更認可……（農村計画・技術管理課）6
○土地改良区役員の住所変更……（　〃　）6
○土地改良区役員の退任及び就任……（　〃　）7
○公共測量の実施……（監　理　課）7
○ふるさと熊本の樹木登録解除……（自然保護課）7
○団体営土地改良事業施行の同意……（農村計画・技術管理課）8
○開発行為に関する工事の検査済証交付及び工事完了……（建　築　課）8
訓　令
○熊本県消防関係職員の服制、服装及び被服類の貸与に関する規程の一部を改正する訓令……（危機管理・防災消防総室）8
登　載　依　頼
○政治資金規正法第17条第2項適用団体……（選挙管理委員会）8

告　示

熊本県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年5月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
主要地方道	荒尾長洲線	荒尾市大字樺字裏毘沙門 780番　地先から 荒尾市大字野原字西原 115番1地先まで	前	4.7 ～ 17.3	2112.3	
		荒尾市大字樺字裏毘沙門 780番　地先から		4.7 ～	2112.3	

		荒尾市大字野原字西原 115番1地先まで	後	17.3		
		荒尾市大字樺字裏毘沙門 780番　地先から 荒尾市大字樺字笹原 2208番4地先まで	後	12.5 ～ 50.0	980.0	

2　区域を変更する期日　平成18年5月8日

熊本県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年5月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般県道	田上日奈久線	八代市坂本町川嶽字深渡瀬 650番1地先から 同町鶴喰字茂志野 3504番1地先まで	前	18.5 ～ 43.0	86.5	単道改
			後	18.5 ～ 43.0	86.5	

2　区域を変更する期日　平成18年5月8日

熊本県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年5月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町川嶽字深渡瀬 652番3地先から 同　所 677番　地先まで	前	17.5 ～ 41.0	162.5	緊道整
			後	20.0 ～ 42.0	162.5	

2　区域を変更する期日　平成18年5月8日

熊本県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年5月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路　線　名	供　用　を　開　始　す　る　区　間	延　長（メートル）	備　考
主要地方道	植木インター菊池線	菊池市七城町小野崎 946番5地先から 同　所 777番1地先まで	78.0	

2　供用を開始する期日　平成18年5月8日

熊本県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年5月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路　線　名	供　用　を　開　始　す　る　区　間	延　長（メートル）	備　考
一般県道	北外輪山大津線	菊池郡大津町大字古城字六番東原 1044番　地先から 同　所 940番27地先まで	284.0	

2　供用を開始する期日　平成18年5月8日

熊本県告示第506号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
天草市社協ヘルパーセンター本渡 天草市今釜新町3699番地	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町3699番地	平成18年3月27日
天草市社協ヘルパーセンター牛深 天草市牛深町122番地2	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町3699番地	平成18年3月27日
天草市社協ヘルパーセンター有明 天草市有明町赤崎2010番地9	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町3699番地	平成18年3月27日
天草市社協ヘルパーセンター御所浦 天草市御所浦町御所浦3527番地	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町3699番地	平成18年3月27日
天草市社協ヘルパーセンター新和 天草市新和町小宮地669番地1	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町3699番地	平成18年3月27日
天草市社協ヘルパーセンター天草 天草市天草町高浜南721番地	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町3699番地	平成18年3月27日
天草市社協ヘルパーセンター河浦 天草市河浦町白木河内223番地12	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町3699番地	平成18年3月27日

〔訪問入浴介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
天草市社協ヘルパーセンター本渡	社会福祉法人天草市社会福祉協議会	平成18年3月27日

天草市今釜新町 3699 番地	天草市今釜新町 3699 番地	
天草市社協ヘルパーセンター御所浦 天草市御所浦町御所浦 3527 番地	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地	平成 18 年 3 月 27 日
天草市社協ヘルパーセンター新和 天草市新和町小宮地 669 番地 1	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地	平成 18 年 3 月 27 日
天草市社協訪問入浴うしぶか 天草市牛深町 122 番地 2	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地	平成 18 年 3 月 27 日

〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
天草市社協デイサービスセンター有明 天草市有明町赤崎 2010 番地 9	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地	平成 18 年 3 月 27 日
天草市社協デイサービスセンター新和 天草市新和町小宮地 763 番地	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地	平成 18 年 3 月 27 日
天草市社協デイサービスセンター河浦 天草市河浦町白木河内 223 番地 12	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地	平成 18 年 3 月 27 日

〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
天草市社協介護サポートセンター本渡 天草市今釜新町 3699 番地	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地	平成 18 年 3 月 27 日
天草市社協介護サポートセンター牛深 天草市牛深町 122 番地 2	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地	平成 18 年 3 月 27 日
天草市社協介護サポートセンター有明 天草市有明町赤崎 2010 番地 9	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地	平成 18 年 3 月 27 日
天草市社協介護サポートセンター御所浦 天草市御所浦町御所浦 3527 番地	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地	平成 18 年 3 月 27 日
天草市社協介護サポートセンター新和 天草市新和町小宮地 763 番地	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地	平成 18 年 3 月 27 日
天草市社協介護サポートセンター天草 天草市天草町高浜南 721 番地	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地	平成 18 年 3 月 27 日
天草市社協介護サポートセンター河浦 天草市河浦町白木河内 223 番地 12	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地	平成 18 年 3 月 27 日

熊本県告示第 507 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 5 月 8 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事　業　者　名	指　定　年　月　日
バラ苑ヘルパーステーション 熊本市小山町1781番地	社会福祉法人日生会	平成18年4月1日

熊本県告示第508号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事　業　者　名	指　定　年　月　日
バラ苑ヘルパーステーション 熊本市小山町1781番地	社会福祉法人日生会	平成18年4月1日

熊本県告示第509号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事　業　者　名	指　定　年　月　日
訪問介護ステーションかなこぎ苑 熊本市硯川町768番1	医療法人社団郁栄会	平成18年4月1日

熊本県告示第510号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事　業　者　名	指　定　年　月　日
訪問介護ステーションかなこぎ苑 熊本市硯川町768番1	医療法人社団郁栄会	平成18年4月1日

熊本県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年5月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
		天草市五和町城河原一丁目 字村木 7番3地先から 同町城河原三丁目 字柏ノ木 664番2地先まで	前	12.4 ～ 17.8	100	
		天草市五和町城河原一丁目				

主要地方道	本渡五和線	字村木 7番3地先から 同町城河原三丁目 字柏ノ木 664番2地先まで	後	12.4 ～ 17.8	100	緊道整
		天草市五和町城河原二丁目 字平ノ 95番2地先から 同町城河原三丁目 字柏ノ木 664番2地先まで		5.9 ～ 16.1	240	

２　区域を変更する期日　平成18年5月8日

熊本県告示第512号

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年10月18日告示第811号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項「1箇月」を「1か月」に改める。

第4条第2号中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第3号中「、公社及び公団」を「及び公社」に、「1箇月」を「1か月」に改める。

別表第1　期間の欄中「1箇月」を「1か月」に、「6箇月」を「6か月」に、「3箇月」を「3か月」に、「4箇月」を「4か月」に改める。

別表第2措置要件の欄中「、公社及び公団」を「及び公社」に改め、同表期間の欄中「4箇月」を「4か月」に、「12箇月」を「12か月」に、「3箇月」を「3か月」に、「9箇月」を「9か月」に、「2箇月」を「2か月」に、「6箇月」を「6か月」に、「1箇月」を「1か月」に改める。

附　則

この要領は、告示の日から施行する。

公　告

熊本県公告第351号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき一定の複数建築物に対する制限の特例に関する認定を次のとおり行ったので、同法第86条第8項の規定により公告する。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　対象区画　人吉市東間上町3616番2
２　対象区域の面積　4,769.16平方メートル
３　縦覧に供する場所　人吉市西間下町86番1　熊本県球磨地域振興局土木部企画調査課

熊本県公告第352号

熊本市大門樋土地改良区理事長中村宗一から平成18年4月5日付けで申請の定款変更については、平成18年4月24日付けで認可した。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県公告第353号

合志市西合志町土地改良区の役員の住所を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

役職名	氏　名	新　住　所	旧　住　所
理事	勝　田　茂　治	合志市野々島926番地	西合志町大字野々島926番地
〃	大　島　　浩	合志市野々島3284番地	西合志町大字野々島3284番地
〃	永　松　一　男	合志市野々島3038番地	西合志町大字野々島3038番地
〃	上　野　純　一	合志市野々島2574番地1	西合志町大字野々島2574番地1
〃	中　島　忠　喜	合志市野々島85番地	西合志町大字野々島85番地
〃	工　藤　信　夫	合志市合生3460番地	西合志町大字合生3460番地
〃	松　田　　清	合志市合生1553番地	西合志町大字合生1553番地
〃	松　本　貫　之	合志市御代志1170番地	西合志町大字御代志1170番地
〃	安　武　信　二	合志市上生202番地	西合志町大字上生202番地
〃	大　住　清　昭	合志市野々島3247番地	西合志町大字野々島3247番地
監事	谷　川　邦　利	合志市合生3549番地5	西合志町大字合生3549番地5
〃	緒　方　維　昭	合志市御代志271番地	西合志町大字御代志271番地
〃	角　田　正　孝	合志市上生791番地	西合志町大字上生791番地

熊本県公告第354号

菊池郡大津町錦野土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

役職名	氏　名	住　所
退任		
理事	中　野　誠　一	菊池郡大津町大字外牧384番地
就任		
理事	荒　巻　達　也	菊池郡大津町大字外牧353番地

熊本県公告第355号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項（測量法第39条「基本測量に関する規定の準用」）の規定に基づき、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

作　業　種　類	作　業　期　間	作　業　地　域
公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）	平成18年5月1日から 平成19年3月30日まで	熊本市、牛深市、菊池市

熊本県公告第356号

次に掲げる樹木について、「ふるさと熊本の樹木」の登録を解除したので、ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項（昭和55年5月22日熊本県告示第419号）第9条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年5月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

登録番号	名　称	樹　種	所　在　地
41	椋の木さん	ムクノキ	熊本市和泉町字川東屋敷1412
150	小岱山のトキワマンサク	トキワマンサク	荒尾市府本小代1762-227

熊本県公告第 357 号

平成 18 年 1 月 23 日付けで玉東町長前田移津行から協議のあった原倉東地区土地改良事業（農業用用排水施設）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 18 年 4 月 25 日付けで同意した。

平成 18 年 5 月 8 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県公告第 358 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 5 月 8 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　合志市野々島字八反畑 4796 番 3
　499.00 平方メートル
2　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　熊本市鶴羽田町 1112 番地 1
　宮本　徹也

訓　　令

熊本県消防関係職員の服制、服装及び被服類の貸与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 5 月 8 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県訓令第 45 号

熊本県消防関係職員の服制、服装及び被服類の貸与に関する規程の一部を改正する訓令

熊本県消防関係職員の服制、服装及び被服類の貸与に関する規程（昭和 38 年熊本県訓令甲第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「及び総務部次長」を「、総務部次長及び危機管理監」に改め、同条第 3 号中「防災消防課」を「危機管理・防災消防総室」に改める。

別表第 1 中「別表第 1」を「別表第 1（第 2 条関係）」に改める。

別表第 2 中「別表第 2」を「別表第 2（第 8 条関係）」に改める。

別記第 1 号様式中「別記第 1 号様式」を「別記第 1 号様式（第 10 条関係）」に、「昭和　年　月　日」を「　年　月　日」に、「殿」を「様」に改める。

別記第 2 号様式中「別記第 2 号様式」を「別記第 2 号様式（第 10 条関係）」に改める。

別記第 3 号様式中「別記第 3 号様式」を「別記第 3 号様式（第 11 条関係）」に、「昭和　年　月　日」を「　年　月　日」に、「殿」を「様」に改める。

別記第 4 号様式中「別記第 4 号様式」を「別記第 4 号様式（第 12 条関係）」に、「昭和　年　月　日」を「　年　月　日」に、「殿」を「様」に改める。

別表第 1 の図中「周章」を「帽帯」に改め、同表の図周章及び胸章中「総務部長・部次長」を

「総務部長・部次長
　危機管理監
　危機管理・防災消防総室長」

に、「防災消防課長」を「危機管理・防災消防総室副室長」に、「防災消防課長補佐」を「危機管理・防災消防総室課長補佐」に、「消防学校教頭」を「消防学校副校長」に改める。

附　則

この訓令は、平成 18 年 4 月 25 日から施行する。

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 18 号

次の団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、平成 18 年 4 月 1 日以後は、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 18 年 5 月 8 日

熊本県選挙管理委員会

委員長　岩　尾　映　二

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任者 氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党菊鹿町支部	丸山寛治	古閑英喜	山鹿市菊鹿町下内田 626
自由民主党御船町支部	吉本賢児	吉本利雄	上益城郡御船町辺田見 1262-1
井上正彦後援会	井上正彦	松岡大喜	玉名郡長洲町大字長洲 2080-2
平成政経研究会	吉本賢児	清田郁生	上益城郡御船町辺田見 1262
丸山康昭後援会	丸山康昭	梶山博水	鹿本郡鹿央町合里 397-1
新しい上天草を創る会	川本初幸	松本公博	天草郡龍ヶ岳町大道 2173
江上喜春後援会	上塚信雄	高野正則	八代郡鏡町大字鏡町 114
大石浩文後援会	大石文夫	大石鈴子	熊本市新大江三丁目 9-63
川村あつお後援会	谷口健司	藤本智子	八代市通町 11-14　小嶋ビル 2F
清田高広後援会	清田有宏	福嶌主税	玉名郡玉東町原倉 1123
栗原辰也後援会	松永鶴廣	有働康博	鹿本郡菊鹿町大字山内 233 番地
再輝会	村木美智也	河内哲郎	鹿本郡鹿北町大字岩野 872-1
猿渡光次後援会	小林進	組崎一則	八代郡鏡町大字鏡町 1111-3
昴雄会	菊本光博	簀河原芳隆	菊池郡西合志町須屋 2758-15
下田こうし後援会	片山直幸	吉田興四郎	熊本市若葉四丁目 6-4
政治結社　光耀会	川原弘海	坂口瑞穂	玉名市岩崎 367
立山勝徳後援会	大坪次則	板橋篤馬	人吉市上林町 1231
田原茂久後援会	別府英憲	橋口一臣	球磨郡あさぎり町須恵 7047 番地
大東亜国家同盟熊本県本部	藤原浩幸	藤原浩幸	熊本市水前寺二丁目 20 番 16 号
大友社	寺田信一	草野貴美久	熊本市戸島本町 5-81
中村正徳後援会	川辺健三	中村徳臣	球磨郡多良木町大字久米 2754
西坂親後援会	園田収多	久佐賀司	上益城郡甲佐町南三箇 443-1
服部友節後援会	中村琢司郎	服部伸子	鹿本郡植木町広住 376-2
蓮池良正後援会	永野慶志	江崎修二	本渡市本渡町本渡 864-5
浜崎俊雄後援会河浦町しあわせづくり町民の会	三宅栄一郎	松尾良司	天草郡河浦町大字河浦 32-6
ひろせ賜代を市政に放り込む会	橋本博	橋本典子	熊本市打越町 19-52
福島けいしろう後援会	村上公佑	内田節夫	阿蘇郡西原村大字布田 846-6　株式会社ひびき産業　内
堀内ちあき後援会	小森道雄	堀田誠一	宇土市石橋町 35-2
松永ゆきひさ後援会	松本隆春	松永知大	菊池郡大津町大字杉水 3548-4
やごうら圭介後援会	井上輝秋	御秡如達也	玉名郡玉東町大字稲佐 40 番地
山本ゆきひろ幸友会	内田訓	葭岡正雄	八代市葭牟田町 34 番地
吉田きとく応援の会	藤村徳夫	吉田剛健	玉名市中 1904-1
米村洋後援会	米村洋	伊藤正剛	八代郡竜北町大字鹿野 697-3

発行所　熊　　本　　県
熊本市国府4丁目10－18

平成18年5月8日印刷
印刷所　秀　　巧　　社

平成18年5月8日発行
電話（代）096－286－2221番

古紙配合率100%